

農業法人・法人化を目指す農業者のみなさまへ

農業法人PR支援事業のご案内



**PRにかかるこんな費用を助成します！
さらに人材募集にかかる広告費用も対象です！**

オリジナル
ロゴ

通販サイト

人材募集広告

通販サイト

看板

販促資材



募集期間

令和4年7月～12月

※期間内であっても、申請額が助成総額に達した時点で募集を締め切ります。

助成基準

令和4年4～12月に実施した宣伝広告にかかる外注費用の50%（最大20万円）

※詳しくは裏面をご覧ください。

詳しくはお近くのJAへお問合せください。



令和4年度農業法人PR支援事業 募集概要

応募いただける方

申請時点において埼玉県内に住所を有する農業法人または法人化を目指す農業者のうち、以下のいずれかに該当する方

- ア 埼玉県信連のお取引先
- イ 埼玉県農業経営相談所の重点指導農業者の方
- ウ 埼玉県農業経営塾受講者の方
- エ J Aグループさいたま農畜産物商談会出展者の方（過去の出展者含む）
- オ 地域農業の発展に積極的であり、J A組合長が推薦する方
- カ 埼玉県「お取り寄せ埼玉県産農産物応援サイト」を活用し農畜産物の販売に取り組む方

助成対象となる費用

1. 商品PR関連費用

- (1) 販売促進用資材（ポスター、チラシ、カタログ、のぼり旗等）の制作費用
- (2) Webサイト・通販サイト制作費用（新規開設、既存サイトの充実に係る費用）
- (3) 新聞、雑誌等への広告掲載費用（広告制作費含む）
- (4) 看板制作費用（設置工事費、掲出料は除く）
- (5) オリジナルロゴ、キャラクター等のデザイン費用

2. 人材募集関連費用

- (1) 求人活動にかかる広告作成費用及び広告掲載費用
- (2) 求人サイト登録・掲載費用

※助成対象物の月額使用料や売上手数料などのランニングコスト及び契約解除により返戻されるものは助成対象外です。

※過去に本事業を利用した事業者も異なる助成対象を制作・実施した場合は申請可能ですが、過去2回利用された事業者は対象外です。また同一年度内に2回の申請はできません。

助成要件

以下の（１）～（５）の要件をすべて満たす方が対象です。

- (1) 期日までに申請書類を過不足なく提出できること
- (2) 外注業者との取引が個人間取引ではないこと
- (3) 国または地方公共団体等からの補助金の交付を受ける宣伝広告費ではないこと
- (4) J Aグループさいたま「6次産業化新商品開発費用の助成」事業の助成を受ける宣伝広告費ではないこと
- (5) 助成金の受取口座を埼玉県内のJ Aまたは埼玉県信連に指定すること

お申込み手続き

詳しくは、お近くのJ A窓口まで
お問合せください。

お近くのJ A検索は



こちらからどうぞ

STEP1



事前申請

令和4年12月15日まで

※募集総額に達し次第募集停止

期日までに所定の申請書類を申請窓口（J Aまたは埼玉県信連）へご提出ください。
後日、審査結果をご連絡いたします。

STEP2



本申請

令和5年1月31日まで

期日までに所定の申請書類を申請窓口（J Aまたは埼玉県信連）へご提出ください。
後日、審査結果をご連絡いたします。

助成金
お振込み

お振込み時期は本申請の時期に応じて決定いたします。